

●暮らしの焦点……

「ブラツク校則」をただす 子どもを権利の主体にした都政運営に



池川 友一
(党東京都議会議員)

学校が決めた理不尽なルール押し
つけ

子どもの権利を考えるとときに、子どもたちが一日の生活を過ごす学校で、子どもの権利や子どもの意見が尊重されることが重要です。自由に意見を出し合い、違いを認め合い、自分も相手も尊重し、権利が保障されるような空間でこそ、子どもたちが権利の主体として育っていくことができます。

しかし実際には、学校があらかじめ決めたルールに子どもたちを当てはめていくような指導が行われています。中には、なぜこのルールが必要なのかと教職員の側が理解していないものも存在しています。

都立高校の六割で茶髪が生まれつきの色かどうかを確認する「地毛証明書」の提出が行われています（「朝日新聞」二〇一七年四月三〇日）。これに対して、教育評論家の尾木直樹氏は「頭髪は身体の一部。黒髪直毛を強制

今年、国連で子どもの権利条約が採択されて三〇年、日本が批准して二五年目の節目の年です。

ところが、日本ではさまざまな努力があるものの、子どもたちの権利が脅かされ、ないがしろにされている実態があります。

都議として活動をはじめから、当事者である子どもや若者からいくつもの声を聞いてきました。その一部は事

例として後述しますが、権利の主体として尊重されるどころか、声をあげても上からの力で押さえつけるようなことが起こっています。

子どもの最善の利益に立って都政運営が行われているか——こうした問題意識をもとに、二〇一九年第二回都議会定例会で質問しました。この質問を中心にレポートします。

するなんて人権侵害」と指摘しています。地毛証明書というのは、一般社会から見れば明らかにおかしいルールです。これらを含めて、社会から見ても明らかにおかしい校則や生徒心得、学校独自のルールである「ブラック校則」が社会問題となっています。

かつて、都立高校は制服もない比較的自由な校風の学校が多く、そうした学校で学びたいと進学する生徒が少なくありませんでした。私自身も一六年前に都立高校を卒業しましたが、制服はなく、髪の毛の色はカラフルで、自由な学校の雰囲気でした。ところが、現在の都立高校は大きく変わっています。私の出身校でも、制服が導入され、染髪は禁止となっていることを知り本当に驚きました。

共産党都議団には、学校現場で子どもの権利が保障されているとは言えない実態がいくつも寄せられています。

【事例①】

護者に明確な説明なしに、決定、公表、実施をしないことを求める」という決議をあげました。しかし、校長は「学校が決めたことなので変えませんが」と、生徒の意見に一切耳を傾けることなく、校則を変えてしまっていました。

この学校の事例は、生徒総会で決議をあげるといふこれ以上ない生徒の意思を示したにも関わらず、校長はそれを無視し、生徒たちの権利や誇り、生徒会総会まで開いて意思表示をした努力を踏みにじりました。

紹介した事例は氷山の一角であり、数多くの学校現場で理不尽な生徒指導が行われていることは、『ブラック校則をなくそう!』プロジェクトなどの調査からも明らかです。

こうした理不尽な生徒指導の問題について、評論家の荻上チキ氏は「学校は、社会で適切に生きていくための能力を培う場所である。社会にはさま

都立A高校の生徒は、三年生に進級したときに、二年生までは何も言われなかった生まれつきの髪の毛の色について、教師から突然、「黒く染めてこい」「学校に入れさせないし、授業も受けさせない」と言われました。

この事例は、生徒が保護者らと抗議した結果、学校側は謝罪しましたが、重大な人権侵害です。「髪を染めてはいけない」というけれど、生まれつきの髪を染めるっておかしくないですか」と生徒から聞かれても、生徒指導の教師はまともに答えることができなかったと言います。こうした生徒指導が行われているという現実を変えていく必要があります。

【事例②】

都立B高校では、生徒の過半数が再考を求めたにも関わらず、校長が一方的に髪を染めることを禁止すると生徒心得を変更しました。生徒会

さまざまな理不尽があるが、そこで必要なのは、そうした理不尽さに慣れ、過剰適応し、疑問を抱かないようにすることではない。本来必要なのは、理不尽さに疑問を抱き、そこから距離を取り、改善を求めるような力である」(SYNODOS「司法における『ブラック校則』問題と、これからの政治の役割」二〇一七年二月一三日)と述べています。

子どもが権利の主体として、子どもの意見表明権が保障されるようにしていくためには、子どもの権利条約の精神が学校を含め社会の隅々まで広がっていくことが必要です。

子どもの意見表明権に照らす

子どもの権利条約の基本的な原則について、確認しておきたいと思えます。

第一二条には「自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。

と校長とのやりとりで「生徒の意見を聞かなくていいのか」という質問に対し、校長は「必要ない」と回答しています。

この学校では、上述の生徒会と校長とのやりとりの他にも、校長は「私あるいは学校が生徒の実態を見て、判断すればいいと思う」などと発言しており、一貫して生徒の意見を聞くことを拒んでいることがわかります。学校が一方的に決めたルールに従えというのは、あまりにもひどい話です。

【事例③】

都立C高校では、制服の導入と髪染めの禁止を内容とする校則の変更が突然、中三生向けの学校説明会で通告されました。驚いた在校生たちが問題を投げかけ、最後には生徒総会で「校則改定を取り消すことを求める」「生徒の学校生活に関わる重要な決定をする場合、在校生及び保

この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする」と、明記されています。

「子どもの権利委員会 一般的意見一 二号(二〇〇九年)」では、この一二条の「確保(保障)する」という言葉は特別な強さを有する法的用語であり、「締約国の裁量の余地をまったく残さない」とし「すべての子どもを対象としてこの権利を全面的に実施するための適切な措置をとる厳格な義務を有する」としています。さらに「第一二条は、子どもの意見に耳を傾けるだけでは不十分であり、子どもに自己の意見をまとめる力があるときはその意見が真剣に考慮されなければならないと定めているのである」としています。

また、日本弁護士連合会子どもの権利委員会編著の『子どもの権利ハンドブック【第2版】』は、「子ども自身の選択・決定には、子どもの年齢、経

験、学習、環境などさまざまな要因によって幅があり、これを支える親や教師などの適切な助けが必要なことも少なくないだろう。また、子どもの選択・決定のなかには、時として誤りやまわり道、行き止まりとみえるものもあるだろう。子どもの意見表明権を保障することは、子どもの選択・決定がはらむこうした特質を十分踏まえたうえで、なおこれを尊重し大事にしよととする姿勢である」と提起しています。

こうした視点から見れば、紹介した事例が子どもの意見表明権を保障しているとは言えないことがわかります。

子どもを権利の主体として尊重 ―都知事が表明―

党都議団は、子どもの権利条約に基づいて、子どもは権利の主体であることを都政運営の基本にできるように求めています。

二〇一八年第四回定例会の代表質問

教育長が「生徒の意見聞く」と答弁
校則の変更についても、これまでの認識から一歩前進をちとることができました。

「ブラック校則」の問題については、吉良よし子参議院議員が参議院文教科学委員会を取り上げ、林文科大臣（当時）が「見直しの際には、児童生徒が話し合う機会を設けたり保護者からの意見を聴取するなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加した上で決定することが望ましい」と、そういうふうと考えております」（二〇一八年三月二十九日）と述べるなどこれまでの見解から踏み込んだ答弁を引き出しています。

一方、都教委は、吉良質問の直前に行った私の質問に対して、校則は校長が定めるもので、生徒がそれを自主的に守れるように指導することが必要だと、生徒は教師の決めたことに従うべきだという立場を表明していました。

では、尾崎あや子都議が児童虐待防止条例の制定に向けた質問の中で、「子どもは、大人に保護されるだけの存在ではなく、大人に従属するものではない、子どもが権利の主体であり、その権利を守り、子どもの最善の利益を最優先する必要があるという認識を広げることが、児童虐待防止にとつて重要だと思いますが、知事の認識を伺います」と質問。小池百合子知事は「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、福祉をひとしく保障される権利を有するとされておりまして、子どもは権利の主体でございます」と答えました。

私が行った質問では改めて、児童虐待防止にとどまらない重要性を確認したいと考え、子どもは権利の主体として尊重される必要性、また今後の都政にどのような生かしていくのかについて小池知事の認識を問いました。

さらに国連子どもの権利委員会が今年三月、日本政府に対して「意見を形

それならばと、改めて吉良質問での文科大臣答弁を示して質問したところ、校則の見直しは「生徒の実態や保護者の意向等を踏まえ」て行うという答弁でした。単純に校長が決めるとは言えなくなりましたが、生徒はあくまでも踏まえられるべき「実態」であり、生徒の意見を聞くという姿勢は示されませんでした。

今回の質問では、前述の高校生から直接聞いた事例をぶつけ、国連子どもの権利委員会の勧告を示し、「生徒の意見を聞く」ことの必要性について、厳しく追及しました。教育長は「校則の変更に当たっては、学校は生徒等の意見を聞くなど、さまざまな状況を踏まえることや、生徒等に校則への理解を促す指導をすることが大切であります」と答弁しました。生徒の意見を聞くことが大切であると認めたことは、これまでの到達点から大きく一歩踏み出すものです。

この答弁を引き出すことができた

成することのできるいかなる子どもに對しても、年齢制限を設けることなく、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に意見を表明する権利を保障し、かつ、子どもの意見が正当に重視されることを確保する」ことを示し、今後の都政にどのように生かしていくのか質しました。

知事は「子どもは、大いなる可能性を秘めたかけがえない存在」だと述べた上で、「あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要がございます」「子どもの年齢及び発達の程度に応じまして、その意見を尊重するとともに、子どもの最善の利益を実現するということは重要であります」と答えました。都政運営に責任をもつ知事が、こうした認識を示したことは極めて重要です。

私は子どもの権利条約を生徒手帳に掲載するなど、子どもたちが、自らが権利の主体であることを知ることができるようになることも提案しました。

は、当事者である高校生が声をあげたことが大きかったと感じています。

校則の公開を求める

校則の公開についても質問しました。大阪では、生まれつき髪の毛が茶色であったにも関わらず、度重なる黒染めを強要したことが大問題となり、府教委による校則等の点検・見直しに関する調査が行われ、公表されました。また、中学生が高校を選択する材料の一つとして、すべての府立高校がホームページで校則を公開しています。

今年四月に、高校生や大学生などが参加する日本若者協議会のみなさんと意見交換する機会がありました。その分科会の中で、入学前に情報提供がなく、入学した途端、決まりだから従うようにと言われるケースの改善策の一つとして、校則をホームページで公開するという提言を受け取りました。

質問で、校則のホームページ公開を

求めたことに對し、教育長は「校則を含む生活指導の基本方針など、さまざま学校生活にかかわる情報を提供していくことは重要」だと答えました。また、「中学生が学校を選択する際の参考となる情報の発信を充実するため、ホームページの改善を進めていく」とも答えています。

問われるおとなの聴く力

今回の質問は、すべて高校生や若者から寄せられた声がきっかけです。高校生や若者の声が都政を動かしています。子どもの意見表明権を保障する。おとなの側の聴く力が問われています。しかも、おとながやってあげるのではなく、子ども自身に変える力があると信じて、励ましていくことが大事です。子どもが意見をあげたときこそ、対話が生まれるのです。それはおとなからは、遠回りに見えたり、行きつ戻りつに見える場合でもなお、子どもの意見が尊重され、子ども自身が決

めていくことが重要なのです。

質問を聞いた高校生からは「感動した」と感想が寄せられました。また、「言っても変わらないという風潮がある中で、高校生が声を上げていることは希望だと思った」など、反響が寄せられ、マスコミからも質問後に注目が寄せられています。このレポートでは紹介できませんでしたが、実際に子どもたちの意見を尊重し、学校のルールを変えた事例についても聞いており、今後はこうした事例を積極的に紹介しながら、学校において子どもが権利の主体として尊重されるように提案していきたいと考えています。

共産党都議団は、子どもの権利チームを発足して、この間、都議会各会派に呼びかけて、子どもの権利に関する学習会を三回にわたって積み重ねてきました。

第一回は「日本における子ども期の貧困化」（新潟大学の世取山洋介准教授）、第二回は『児童虐待防止条例』

と子どもの権利」（一場順子弁護士）、

第三回は「子どもの意見を大事にする――相談現場から見えること」（山下敏雅弁護士）のテーマでそれぞれ話を伺い、意見交換を積み重ねてきました。

毎回、都議会の各会派の都議や政調会事務局の参加があり、「子どもの権利」というテーマで都議会の中の共同を広げていく土台をつくっていきなると努力を重ねています。こうした流れを大切にしながら、子どもの権利条例の制定に向けて取り組みを強めていきます。

かくいう私も四人の子どもを育てていますが、「これでいいのだろうか」と悩みながらの苦闘の日々です。同時に、ただだけが子を守りたいと思っても制度や社会に壁があることも実感しています。あらゆる場面で、子どもが権利の主体として尊重され、一人ひとりの個性が発揮される東京を実現するために、力を尽くしていく決意です。（いけがわ・ゆういち）